

交流人口拡大活動支援事業実施要領

1 目的

交流人口の拡大による南相馬市内の活性化を図るため、市内または県外の民間交流活動団体等が交流人口拡大を主たる目的として実施する活動に対し、その活動を認証し、認証した活動を行う団体に対し支援を行う。

2 認証の対象

認証の対象となる活動は、市内または県外の民間交流活動団体等が交流人口拡大を主たる目的として実施する活動で、交流人口拡大による地域の活性化につながると認められる活動とする。

3 認証基準

認証する基準は以下のいずれかに該当するものであること。

- (1) 活動団体の会員が当事業に5名以上参加する交流活動
- (2) スポーツ大会参加による地域間の団体交流活動
※ただし、支援の報償金は半額とする。
- (3) その他市長が特に認めた活動

4 認証の申請

活動の認証を受けようとする民間交流活動団体等は、「交流人口拡大活動支援申請書（様式第1号）」に活動予算書、活動行程表、活動参加者名簿を添付し、南相馬市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

5 認証の通知

交流人口拡大に向けた活動としてふさわしいと認めた場合は、申請団体に対し「交流人口拡大活動支援決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

なお、活動が不相当と認められた場合は、申請団体に対し文書で通知するものとする。

6 支援の内容

認証を受けた活動を実施する団体が本市内外において、各種交流イベントへの参加や交流人口拡大活動を実施した場合は、1団体につき当該年度中2回に限り、予算範囲内で活動実績報告書の内容に基づき以下の報償金を限度として支給する。

【報償金の支給】

①市内の団体が福島県外での交流活動を実施した場合

交流活動開催場所	報償金額（限度額）
(1) 宮城県、山形県、茨城県、栃木県	50,000円
(2) 上記以外の地方	100,000円

②福島県外の団体が市内で交流活動を実施した場合

団体の所属地域	報償金額（限度額）
(1) 宮城県、山形県、茨城県、栃木県	50,000円
(2) 上記以外の地方	100,000円

※報償金の対象経費は別表のとおりとする。

※当該事業が他の補助金等の対象事業となっている場合は、報償金は支給しない。

7 活動内容の変更

認証を受けた活動を実施する団体が、その活動の内容を変更する場合は、「交流人口拡大活動変更申請書（様式第3号）」を市長に提出しなければならない。

8 活動の中止

認証を受けた活動を実施する団体が、その活動を中止する場合は、「交流人口拡大活動中止届出書（様式第4号）」を市長に提出しなければならない。

9 活動の報告

活動の認証を受けた団体は、その活動を終了したとき、活動の成果を記載した「交流人口拡大活動実績報告書（様式第5号）」に、活動決算書、活動行程表、活動参加者名簿、活動写真、領収書等活動の状況がわかる書類、報償金の振込先がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

なお、報償金の支給を受けようとする団体は、「交流人口拡大活動実績報告書（様式第5号）」の提出をもって請求とする。

10 認証の取消

市長は、認証を受けた活動を実施する団体が次のいずれかに該当すると認められるときは、その認証を取消することが出来る。

- (1) 認証基準の要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 認証の信用を失う行為があったとき。
- (3) 関係法令等に違反したとき。
- (4) その他市長が不当と認めたとき。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6項関係）

支援対象経費
報償費 ※団体の構成員への支出は除く 旅費 消耗品費 食糧費 燃料費 通信運搬費 手数料 使用料 賃借料 その他市長が必要と認める経費